

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第1号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年8月27日 07時49分ごろ	
発生場所	大分県姫島沖 姫島灯台から真方位352° 1.67海里付近 (概位 北緯33° 45.5′ 東経131° 45.5′)	
事故等調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を門司地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPGタンカー NO.7 <sup>サムジン</sup> SAMJIN (大韓民国)、1,635トン 8002195 (IMO 番号)、SJ TANKER CO., LTD B 漁船 <sup>だいこく</sup> 大黒丸、2.8トン OT3-27633 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、韓国発給免許 一等航海士A、韓国発給免許 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷者1人	
損傷	A 左舷側外板に擦過傷 B 左舷後部外板に破口、テント枠に曲損	
事故等の経過	A船は、船長A及び一等航海士Aほか10人が乗り組み、姫島北北東沖を東進中、A船の船首とB船の左舷後部とが衝突した。 また、B船は、船長Bが1人で乗り組み、姫島北北東沖で、引き縄漁業に従事していたところ、縄が海底にかかったので、ほぼ北に向首したまま停留し、取り外し作業を始め、約10分経過したころ、後部甲板で作業していた船長Bは衝撃を感じ、A船との衝突を知った。 衝突後、A船は停船しないで現場を離れ、B船は自力で姫島の造船所に向かった。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 弱い東寄り、視界 良好 海象：海上 静穏、潮汐 下げ潮中央期、潮流 弱い南東流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、一等航海士Aが船橋当直についていたが、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、引き縄が海底にかかったので、機関をかけて停留し、その取り外し、及び交換作業に専念してA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、姫島沖において、A船が東進中、B船が停留中、両船とも他	

	船に気付かなかつたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
--	---